

法務能力向上のための特別実務セミナー

3 解釈運用法務のポイント —使える法治主義をめざす—



写真：2014年12月10日、京都市が景観保全条例の許可なく外観を変更した店舗に対し行政代執行を実施（出所：朝日デジタル）

2022年11月15日(火)15:00～16:45

埼玉会場（埼玉教育会館）

磯崎初仁（中央大学法学部）

講義の骨子

1 自治体の事務と自主解釈権

- (1) 機関委任事務制度の廃止と自主解釈権－第1次分権改革の成果(その1)
- (2) 自治体の法令解釈権の限界

2 関与のルールと係争処理

- (1) 関与の基本原則－第1次分権改革の成果(その2)
- (2) 関与の類型
- (3) 係争処理の手続－第1次分権改革の成果(その3)

3 解釈運用法務(執行法務)の実践

- (1) 執行管理と狭義の執行活動
- (2) 規制法の執行活動
- (3) 窓口法務(苦情対応など)のポイント

4 行政手続法と解釈運用法務(執行法務)

- (1) 自治体法務の2つの視点－守りの法務・攻めの法務
- (2) 行政手続法制の構成と適用関係
- (3) 行政手続法の要点(確認)

5 自治体法務のマネジメント

- (1) 自治体法務の組織戦略
- (2) 自治体法務の人材戦略
- (3) 原課の政策法務対応－「攻めの法務」のポイント



図表1 第1期分権改革の成果と限界

課題	改革の状況	評価・今後の課題
1)機関委任事務の廃止と「自治事務・法定受託事務」化	・国の包括的な指揮監督権を否定 ・上下・主従から、対等・協力の関係へ →①法令解釈権、②条例制定権の拡大	◎制度改革は実現 *個別法による枠付け(規律密度)は残存
2)関与のルールの明確化と係争処理の制度化	・国の関与(働きかけ)のルール化 ～①関与の法定主義、②必要最小限の原則、③関与手続の公正・透明化 ・係争処理制度の導入(国地方係争処理委員会の審査、高裁への提訴)	◎制度は実現 ・対等・協力の原則を制度化 ・国と自治体の「けんかのルール」ができた
3)必置規制の縮小	・法令等により自治体の組織、職員などの設置を義務づける制度を縮小 ＜例＞図書館司書の配置基準を廃止	△実現不十分 ＜例＞保健所所長の医師資格を維持
4)都道府県と市町村の関係の見直し	・都道府県の上位性を前提にした規定を削除 ＜例＞統制条例、統一事務の削除等	○制度改革はほぼ実現 *実態は変わったか
5)税財政の見直し ＜三位一体改革＞	①国庫補助金の削減(－約4.7兆円) ②税源の移譲(＋約3兆円) ③地方交付税の見直し(－約5.1兆円)	×自由度は拡大せず、地方財源は削減 →地方経済の疲弊へ

図表2 第2期分権改革の成果と限界

課題	改革の状況	評価・今後の課題
1) 国から自治体(都道府県・市町村)への権限移譲	2012年:道路等の広域連合への移譲方針、 第4次:43法律、第5次:7法律、第6次:9法律、 第8次:1法律 計60法律	△ある程度進展 ※国から都道府県への権限移譲は限定的(出先機関廃止)
2) 都道府県から市町村への権限移譲	第2次:47法律、第4次:25法律、第5次:5法律、 第6次:2法律、第7次:4法律、第8次:2法律、 第9次:1法律、第10次:1法律 計87法律	○相当に進展 ・きめ細かい対応 ・法令の枠付けを残したままでの移譲に限界
3) 法令の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の活用	第1次:41法律(①施設・公物基準,②計画策定,③協議等),第2次:160法律,第3次:69法律、 第5次:8法律,第6次:4法律,第7次:6法律、 第8次:14法律,第9次:12法律,第10次:9法律、 第11次:9法律 計332 法律	○進展 ・条例委任の事項が細かすぎる ・従うべき基準、標準、参酌基準の縛りあり
4) 自治財政権の強化	一括交付金制度を導入(2011～都道府県に、2012～政令市に)→廃止	×一時実現、自公政権の復活により廃止
5) 国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律により法制化(2011年)	◎実現 ・拘束力は弱い

【一括法の制定経過】 第1次(2011.4):義務枠、第2次(2011.8):権限移譲+義務枠、第3次(2013.6):権限移譲+義務枠、第4次(2014.5):権限移譲、第5次(2015.6):権限移譲+義務枠、第6次(2016.5):権限移譲+義務枠、第7次(2017.4):権限移譲+義務枠、第8次(2018.6):権限移譲+義務枠、第9次(2019.5):権限移譲+義務枠、第10次(2020.6):権限移譲+義務枠、第11次(2021.5):義務枠 +第12次(2022.5):混在

1 自治体の事務と自主解釈権

(1) 機関委任事務制度の廃止と自主解釈権－第1次分権改革の成果(その1)

●基本的な考え方

第1次分権改革～機関委任事務の廃止

→自治体が担当する事務は自治事務と法定受託事務に

←いずれも自治体の事務。解釈運用権、条例制定権が認められる

A: **自治事務**＝地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

B: **法定受託事務**＝国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

→国(または都道府県)の関与がより広く(強く)認められる

*法律の解釈運用については、現在でも各省庁から通知、行政実例や解説が出されている

←あくまで「技術的助言」であり、自治体を拘束するものではない
～「**通達行政からの脱皮**」が重要

■ 機関委任事務制度とは？

＝法律に基づいて自治体の首長等を国の機関（下部機関）とみなして国の事務を執行させる制度

→当該事務については国（大臣）が**包括的な指揮監督権**をもつ（旧地方自治法150条）

～戦後の国・地方関係の**集権性**を支えてきた

【廃止による変化】

①法令解释权（執行権）の拡充

～機関委任事務が「自治体の事務」となり、自治体に法令の解釈運用権限が認められた

②条例制定権（立法権）の拡大

～機関委任事務は「国の事務」であり条例制定が認められなかったが、条例制定の対象が大幅に拡大

→自治体はこの権限を活用して、自治体施策の推進や住民参加の保障につなげるべき（政策法務の重要性）

(2) 自治体の法令解釈権の限界

①法令の高い「規律密度」

～個別の法律や政令・省令等に詳細な規定が置かれている(分権改革でも改正されていない)ため、自治体の裁量が生かせない

→今後、これらの規定を簡素化(枠組み法化)すべき

→第2期分権改革の課題＝義務付け・枠付けの見直し

②自治体の事務処理に対する「関与」の存在

～自治体の事務処理に対する各種の関与を容認

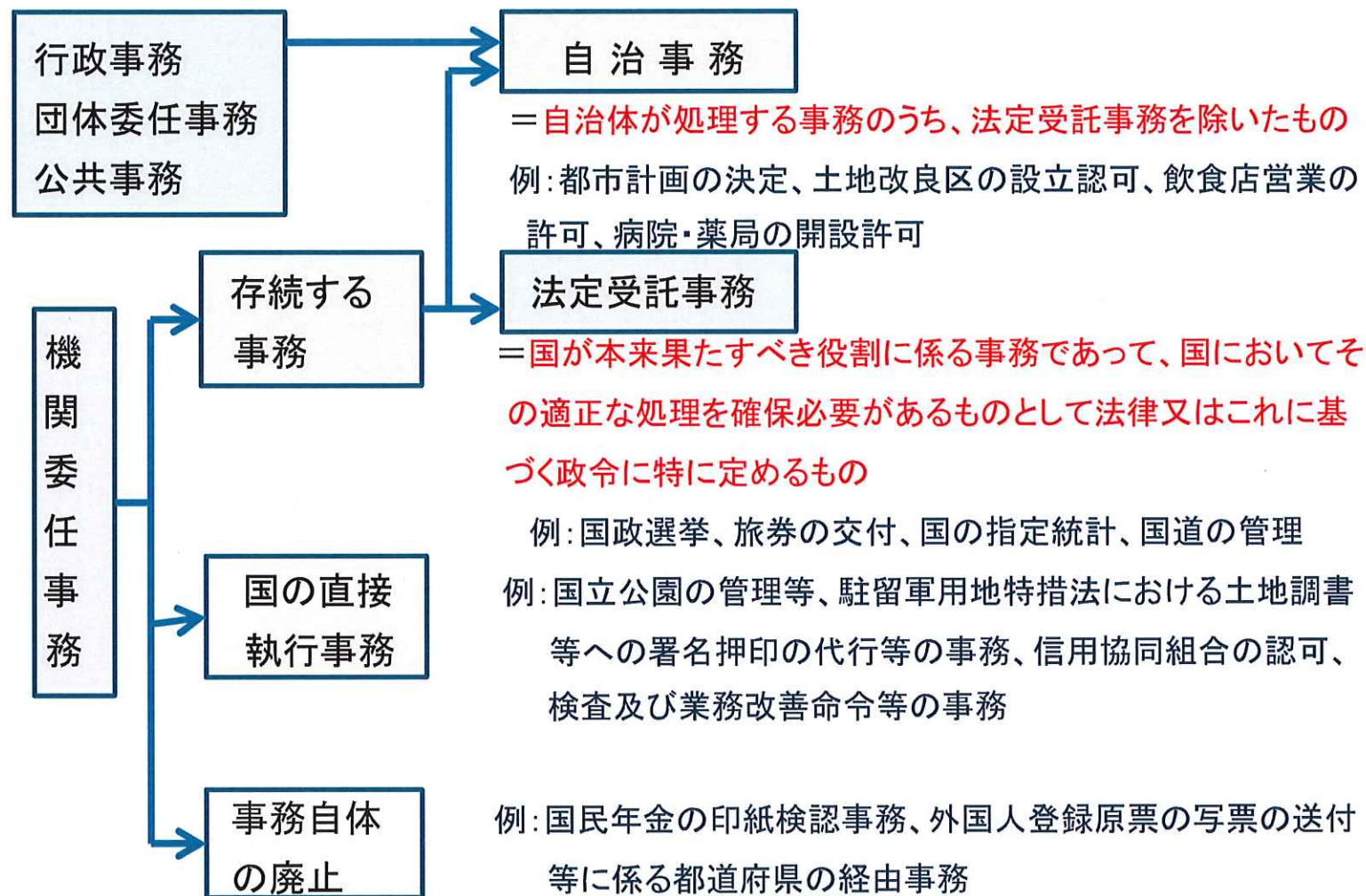
とくに「権力的関与」が認められている場合は、自治体の裁量が制限される

ex,自治事務に係る国・都道府県への協議(+同意を要す)の義務

③法定受託事務における「処理基準」の存在

～自治体は国が定めた処理基準に従う義務あり

図表3 分権改革による自治体事務の変化



(出典)自治省(当時)資料

図表4 新しい事務区分の制度上の扱い

	機関委任事務		自治事務	法定受託事務
条 例 制 定 権	不可	➡	法令に違反しない限り可	法令に違反しない限り可
地 方 議 会 の 権 限	・検閲、検査権等は自治令で定める一定の事務(国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会および収用委員会の権限に属するもの)は対象外 ・100条調査権の対象外	➡	原則及ぶ (地方労働委員会および収用委員会の権限に属するものに限り対象外)	原則及ぶ (国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会および収用委員会の権限に属するものに限り対象外)
監 査 委 員 の 権 限	自治令で定める一定の事務は対象外			
行 政 不 服 審 査	一般的に、国等への審査請求が可能	➡	原則、国等への審査請求は不可	原則、国等への審査請求が可
国 等 の 関 与	包括的指揮監督権 個別法に基づく関与	➡	関与の新しいルール	

(出典)自治省(当時)資料

●法律に基づく事務の見直し項目

- ①各種の許認可や給付(サービス提供)の基準を自らの判断で策定しているか、かつての通達・通知をそのまま基準にしていないか
- ②各種の許認可や給付(サービス提供)の基準について、地域の実情や社会経済の状況に合致していないものはないか、問題が生じているものはないか
- ③各種の許認可や給付(サービス提供)の基準が、総合計画等にも示された自治体の施策方針と合致しているか、見直すべき内容はないか
- ④各種の行政計画や基準の策定について、具体的な手続を定める規定があるか、住民の意見反映の手続が含まれているか
- ⑤法律に条例への委任規定がある場合に、委任事項に関する条例を適切に定めているか 等

2 関与のルールと係争処理

(1) 関与の基本原則－第1次分権改革の成果(その2)

- 国は自治体に対して、都道府県は市町村に対して、一定の関与を行うことができる

＊ **関与**＝国の行政機関または都道府県の機関が、一定の行政目的のために、自治体に対して具体的かつ個別的に関わる行為(自治法245条)…“働きかけ、口出し”

● 関与の原則(3つのルール)

① 関与の法定主義

＝国や都道府県が関与を行うには、法律またはこれに基づく政令の根拠を要するという原則(自治法245条の2)

② 関与の必要最小限の原則

＝関与はその目的を達成するために必要な最低限度のものとし、かつ自治体の自主性、自立性に配慮しなければならないという原則
(自治法245条の3①)

③ 関与手続の公正・透明化

＝関与の手続について、行政手続法の考え方にならって、書面主義、協議における誠実協議義務、許認可等の審査基準の設定・公表などの
手続ルールを定めることによって、公正・透明な関係を確保するよう
配慮(自治法246～250条の6)

(2) 関与の類型

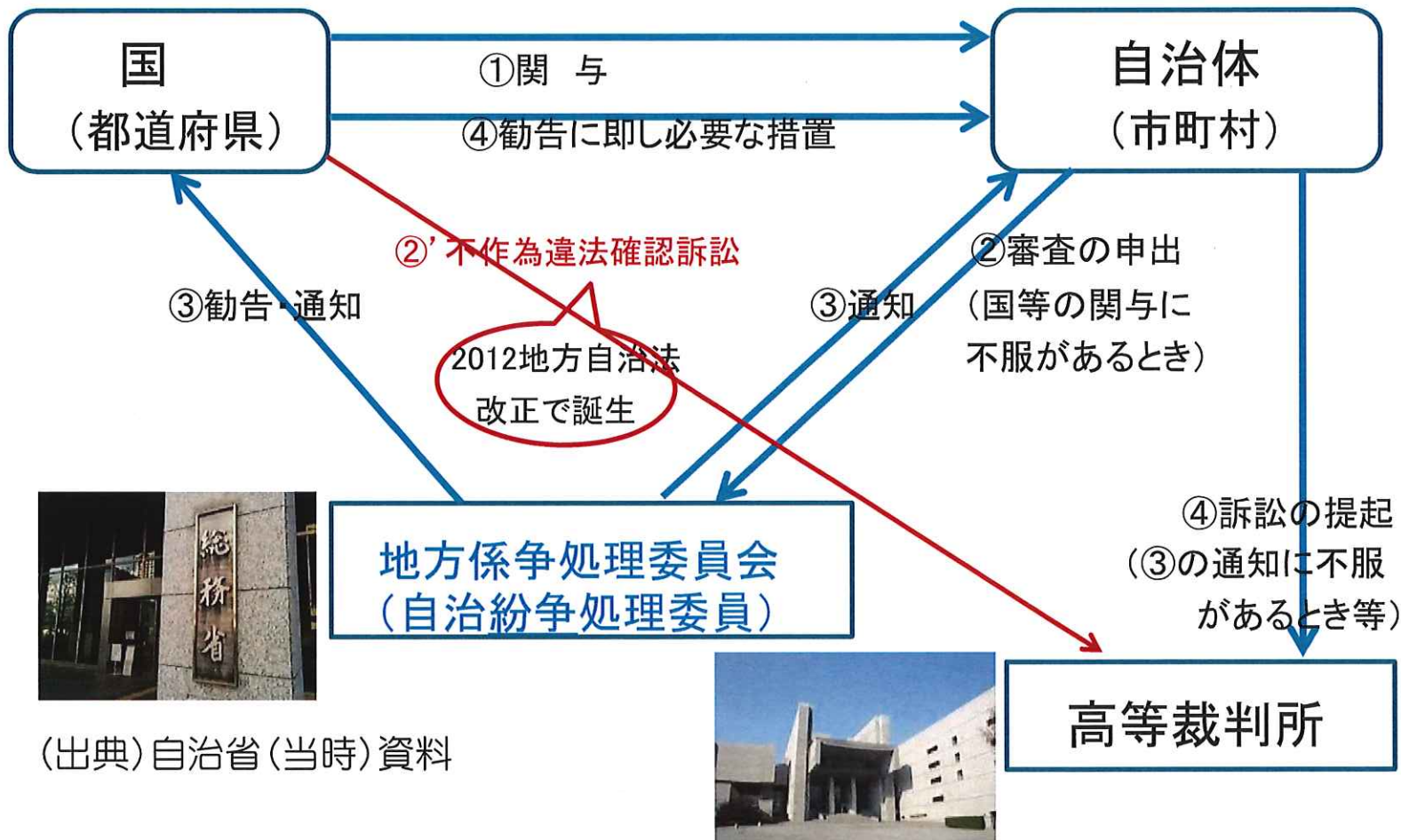
- 地方自治法では、関与の基本類型として8つの類型を示している
- これらに該当するものでも、行使するには一定の制限がある(245条の3第2～6項)
- 自治事務と法定受託事務では関与の基本類型が異なり、法定受託事務の方が幅広く、かつ権力的な関与が認められている

関与の類型	自治事務	法定受託事務
①技術的な助言・勧告(245条の4)	○	○
②資料提出の要求(245条の4)	○	○
③是正の要求(245条の5)	○	
④同意		○※
⑤許可・認可・承認		○※
⑥指示(245条の7)		○
⑦代執行(245条の8)		○
⑧協議	○※	○※

(注)○印は地方自治法で定められている関与の基本類型を示す。※印は地方自治法の規定のほか、個別法の規定を要するものを示す。(出典)自治省(当時)資料

(3) 係争処理の手続－第1次分権改革の成果(その3)

- ①自治体が国の関与に不服がある場合は、**国地方係争処理委員会**に審査の申出ができる
 - ②市町村が都道府県の関与に不服がある場合は、**自治紛争処理委員**に審査の申出ができる
 - ③この審査結果に不服があるときは、自治体は**高等裁判所**に行政訴訟を提起できる
- ～関与の適正を確保し、対等・協力の関係を維持
- ←【評価】紛争処理手続(けんかのルール)がつくられ、第三者機関が設置されたことは画期的



(出典) 自治省(当時)資料

図表5 係争処理(関与関係)の審査事案(例)

(2017年4月末現在)

申出者	関与者	関与	勧告・決定	参考資料
国地方係争処理委員会				
横浜市 長	総務大臣	勝馬投票券発売税の新設に対する不同意	平13.7.24勧告＝協議が不十分として国に再協議することを勧告	地方自治判例百選(3版)101事件
新潟県 知事	国土交通大臣	北陸新幹線の工事实施計画(長野・上越間等)に対する認可	平21.12.24却下＝審査申出の対象でないこと等	総務省HP「報道資料」 2009.12.25
沖縄県 知事	国土交通大臣	①米軍基地建設に係る公有水面埋立承認の取消に対する執行停止処分 ②公有水面埋立承認の取消に対する是正の指示	①平27.12.28却下＝執行停止は関与に該当しない ②平28.6.20「判断しない」との結果を通知(議論の基盤づくりが不十分) →県は放置、国が訴訟提起 最高裁：県の不作為は違法	総務省・国地方係争処理委員会Webサイト ※その後も審査の申し出あり
自治紛争処理委員				
千葉県 我孫子市長	千葉県 知事	農業振興地域整備法に基づく農用地利用計画の変更に対する不同意	①平22.5.18勧告＝県が同意基準を策定していなかったことを理由として不同意の取消を勧告 ②平23.10.21決定＝県の不同意(2度目)は違法・不当ではない	総務省HP「報道資料」 ①2010.5.18 ②2011.10.21

(出典) 各資料から磯崎初仁作成

DISCUSSION: 次のような場合をどう評価する？

…適法かつ妥当＝○、適法だが不当＝△、違法だ＝×

Case1: 国が大臣が定めた基本的処理方針で、都道府県が事業者や住民に要請する際に、国に事前協議をするよう定めた
⇒

Case2: 都道府県が県土保全条例で、開発許可を申請する場合は、地元市町村を経由すべきことを定めた ⇒

Case3: 都道府県が事務連絡で、市の保健所に、新型コロナウイルスの新規感染者の情報を毎日報告するよう求めた ⇒

Case4: 都道府県の担当者から、介護保険の要介護認定が違法になるのでは是正するよう求められた。文書でくれるようお願いしたら拒否された ⇒

3 解釈運用法務(執行法務)の実践



(1) 執行管理と狭義の執行活動

1) 執行管理

＝有効かつ効率的な執行活動のために、どのような体制をとるか、執行活動のあり方を検討し、**後方から支援・監視する活動**

～執行方針の検討、執行体制の整備、執行細則の決定、執行状況の点検等

＊**執行細則**＝審査基準、事務処理要領(マニュアル)など法を執行するために必要な規定

2) 狭義の執行活動

＝法と執行細則を個別事案に当てはめて結論を出す活動

①規制法の執行活動→(2)で詳述

②給付法の執行活動

1) 政策目的の実現、対象者の利益保障等のため、効果的な執行を

2) 不正利用の防止、予算等の有効活用のため、効率的な執行を

(2) 規制法の執行活動

- ①法の目的実現のために、有効かつ効率的な活動を行うこと
- ②対象者の権利利益を尊重し、行政手続法の規定を遵守するとともに、十分に説明責任を果たすこと
- ③法の解釈適用では、地域の実情や個別事案の特徴に照らして、合目的的で弾力的な解釈適用を行うこと
- ④違反行為に対しては、迅速かつ毅然とした対応を行うとともに、行為者の動機・状況に応じた戦略的な対応を行うこと

図表8 違反者の類型と執行戦略

区 分		行政機関・行政職員の執行戦略			
		柔軟な対応	強硬な対応		柔軟な対応
		①周知戦略	②制止戦略	③制裁戦略	④適応戦略
違反者の の類型	①善意の違反者	効果あり	効果あり	直接の効果なし	効果なし
	②悪意の違反者	効果なし	効果あり	効果あり	逆効果の余地あり
	③異議申立者	効果なし	逆効果の余地あり	逆効果の余地あり	効果あり
	③反抗者	効果なし	効果あり	逆効果の余地あり	行政側の屈服

(出典) 西尾勝『行政学』有斐閣、2001年、223頁

(3) 窓口法務(苦情対応など)のポイント

①**窓口対応**が重要～適切な助言・誘導、説明責任、合意形成

→1)親切な対応、2)正確な理解に基づく説明、3)相手のニーズに即した助言
～行政手続法のルールに基づく対応、行政不服審査等への誘導

②**苦情対応の方針とマニュアル**を明確にする

～苦情の類型に応じた対応組織・プロセス等を明確にする

③苦情対応の**組織体制**を整備・明確にする

～現課(窓口課)+苦情対応課(広聴担当)+弁護士+警察組織

④「**悪質クレーマー**」への対応を明確にする

～通常の苦情と区別して、専担組織の対応、警察・弁護士との連携が必要

*「**行政対象暴力**」との闘い

⑤苦情・相談を**政策や執行の見直し**につなげる

*民間企業:苦情はお客様からの「贈り物」→サービス改善につなげる

→行政でも、苦情を生かすマネジメントが必要

～法務のサイクル(立法－法執行－評価)に乗せる



図表6 解釈運用法務(執行法務)の「失敗」事例

事 例	概 要	原因・反省点
①紀伊長島町水道水源保護条例に基づく認定(1994年) 【条例の骨子】 水道水質の汚濁防止、水源の保護等を目的として、町長が指定する水源保護地域内における規制対象事業場(水質汚濁等のおそれのある事業場として町長が認定したもの)の設置の禁止、対象事業を行う際の事前協議、これらに係る改善命令等の措置を定める。	【事案】 事業者Xは、産廃中間処理施設の建設を計画。これを知った町が本件条例を制定し、Xの協議に対して規制対象事業所に認定した(建設不可に)。Xは認定の取消を請求。 【判決】 本件認定は事業者の権利に重大な制限を課すものであり、町は条例制定時点で本件計画を了知していたから、認定に当たりXと十分協議し、予定取水量の限定など適切な指導をし、Xの地位を害しないよう配慮すべき義務があった。それに反しているため本件処分は違法。(最判平16.12.24)	・私人の権利制限にはそれ相当の配慮義務あり(狙い撃ち条例を直ちに違法とせず、個別処分に配慮を求めた)
②上尾市福社会館事件(公の施設使用不許可処分)(1989年) 【条例の規定】 会館設置管理条例では会館の利用には許可が必要とし、①管理上支障があると認められるとき、②設置目的に反すると認められるとき等に許可しないことができると定めている。	【事案】 労働組合連合体のXは、その役職者が何者かに殺害され、その合同葬を計画し、会館の使用を申請。殺害事件を内ゲバとする報道等から、館長は「会館の管理上支障がある」と判断し不許可に。Xが損害賠償を請求。 【判決】 公の施設の利用について正当な理由がなく拒否すると集会の自由の不当な制限になる。敵対集団の妨害等の懸念は、警察の警備等によっても混乱が生ずる場合など特別な事情がある場合に限られる。本件不許可は違法。(最判平8.3.15)	・憲法上の自由権には十分な配慮を(裁量権は限定される) ・住民は公の施設を原則利用できるとの原則(自治法244)を軽視しない 19

事例	概要	原因・反省点
③品川マンション事件における建築確認の留保（1973年） 【事案】Xはマンションの建築確認を申請。付近住民から反対陳情を受けた都の職員は、住民との話し合いを指導。その後、Xは行政指導に従わないとして不作為違法の審査請求を提出。その後、住民との和解により建築確認が行われたが、確認留保による損害賠償を請求。	【判決】確認の留保も、社会通念上合理的な場合は違法とはいえない。行政指導に対して建築主が任意に応じていると認められる場合は、確認留保は違法ではないが、建築主が確認を留保されたままでの行政指導には応じられないとの意思を明確にしている場合は、その不協力が正義の観念に反する特段の事情がない限り、確認の留保は違法。（最判昭60.7.16）	・ 行政指導の任意性の原則を順守(1993年行政手続法により明文化) ・ 申請に対する応答義務の重みを認識(不受理や処分留保の濫用はだめ)
④ふじみ野市プール事故刑事訴訟(2006年) 【事案】ふじみ市の教員委員会体育課長と同管理係長は同市大井プールの管理を担当。実際には業務委託を受けた甲(株)が実施。流水プールを遊泳中のA(7歳)が吸水(防護柵が脱落)から吸い込まれて死亡。両名は吸水口を覆う業務上の注意義務を怠ったとされた。	【判決】課長・禁固1年6ヶ月、係長・禁固1年(ともに3年間の執行猶予) ...甲社代表者に対して、定期的な防護柵点検措置を執るべき旨を指示せず、かつ現に執られているか確認させるなどしないで、防護柵の脱落を防止する措置を講じず、漫然とプールを一般遊泳者の利用に供したとして、有罪とした。(さいたま地判平20.5.27)	・ 民間委託の場合の監督責任の重さを自覚 ・ 組織行為でも個人の刑事責任が追及されること、刑事選任は直接の行為者(注意義務者)にあること

4 行政手続法と解釈運用法務(執行法務)

(1) 自治体法務の2つの視点－守りの法務・攻めの法務



A: 法治主義(法律に基づく行政の原則)の要請

＝公権力の行使は、国民から選ばれた議会が定める法律(条例を含む)に基づかなければならない＋その法律は憲法に適合するものでなければならぬ(実質的な法治主義)

→公権力の濫用を防止し、国民の権利(自由権)を保護＝**近代的要請**

→違法なことをしてはならない(不作為)＝**「守りの法務」(狭義の自治体法務)**

B: 政策実現(福祉国家)の要請

＝公的機関は、国民の福祉や公益を実現するため、積極的・効率的に政策を実施し、それを実現しなければならない

→国民の権利(社会権・平等権)を保護し、よりよい社会を実現＝**現代的要請**

→よりよい政策を実現しなければならない(作為)＝**「攻めの法務」(政策法務)**

＜両者の関係＞ AとBは矛盾・対立する場合がある(トレードオフの関係)

ex, 行政指導＝Bの観点からは重要だが、Aの観点からは問題あり

→**Aの要請をクリアしつつ(必要条件)、Bの要請にいかに応えるかが重要**

(2) 行政手続法制の構成と適用関係

構成・内容	行政手続法の適用	行政手続条例の適用 (通常条例の場合)	解釈運用法務の方向性
①申請に対する処分(2章)	○法律に基づく処分	○条例に基づく処分	公正透明な手続、権利保障
②不利益処分(3章)	○法律に基づく処分	○条例に基づく処分	権利保障
③行政指導(4章)	× (国の機関による行政指導)	◎全適用	政策実現と権利保障のバランス
④処分等の求め(4章の2)	○法律に基づく処分等	○条例等に基づく処分等	適正な権限行使、住民の統制
⑤届出(5章)	○法令に基づく届出	○条例等に基づく届出	権利保障
⑥意見公募手続(6章)	× (国の機関による行政指導)	◎全適用	透明な手続、住民参加・統制

(出典) 礒崎初仁作成

(3) 行政手続法の要点(確認)

区 分	要 点
1,定義	①次の用語の意義は、各号に定めるところによる。 ・処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為 ・不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定者を名あて人として、義務を課し、又はその権利を制限する処分 ・行政指導 行政機関がその任務・所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導・勧告・助言その他の行為であって、処分に該当しないもの ・命令等 内閣又は行政機関が定める、法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準、行政指導指針（2条）
2,申請に対する処分	②行政庁は、審査基準（許認可等をするか否かを法令に従って判断するために必要とされる基準）を定め、公にしておかなければならない。（5条） ③行政庁は、申請がその事務所に到達してから許認可等をするまでに、通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは公にしておかなければならない。（6条） ④行政庁は、申請が行政庁の事務所に到達したときは、遅滞なく審査を開始しなければならない。（7条） ⑤行政庁は、許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、その理由を示さなければならない。（8条） ⑥行政庁は、許認可等で、申請者以外の者の利益を考慮すべきことが要件とされているものを行う場合は、必要に応じ、公聴会その他その者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。（10条）

区 分	要 点
3,行政指導 ※自治体は行政手続条例による	⑬行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務等の範囲を逸脱してはならないこと、および行政指導が相手方の任意の協力によってのみ実現されることに留意しなければならない。相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。(32条) ⑭行政指導に携わる者は、相手方に、当該行政指導の趣旨・内容・責任者を示さなければならない。(35条) ⑮行政指導が口頭でされた場合で、相手方から書面の交付を求められたときは、特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。(35条3項) ⑯同一の行政目的のため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をするときは、行政指導指針を定め、特別の支障がない限り、公表しなければならない。(36条) ⑰法令違反の是正を求める行政指導の相手方は、行政指導が当該法律の要件に適合しないときは、その旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。この申出があったときは、必要な調査を行い、必要な措置をとらなければならない。(36条の2)＝平成26年改正
4,処分等の求め	⑱何人も、法令違反の事実がある場合で、是正のための処分又は行政指導がされていないときは、権限を有する機関に申し出て、当該処分又は行政指導を求めることができる。この申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。(36条の3)＝平成26年改正
5,届出	⑲届出が法令に定められた形式上の要件に適合している場合は、提出先の機関の事務所に到達したときに、手続上の義務が履行されたものとする。(37条)
6,その他	23地方公共団体は、この法律の規定を適用しないこととされた処分、行政指導、届出、命令等の制定手続について、この法律の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(46条)

＜申請に対する処分・制定趣旨＞

1) 審査基準の趣旨

「従来、行政庁の内部的なものにとどまることの多かったこれらの基準が申請をしようとする者の知り得る状態に置かれることにより、申請等をしようとする者は許可等を受けることができるかどうかについて**一定の予見可能性を得る**こととなるとともに、**行政庁の判断過程の透明性が向上することとなる**」(総務省行政管理局編『逐条解説行政手続法』ぎょうせい、1993年、93頁)

2) 標準処理期間の趣旨

「行政運営の適正化の観点から、**申請の迅速な処理の確保**を図るため」「標準処理期間を定めるべき旨を定めることとした。」「申請者にとって、申請に対する処分がなされるまでにどの程度の期間を要するかは大いに関心があるところであり、**申請の処理の透明性の向上**を図る上でも、その目安となる標準処理期間がこれらの者の知り得る状態に置かれていることが重要であるとの考え方」から「これを公にしておくことを義務付けることとした。」(同前98頁)

★法治主義の意義

「法治主義の狙いは、**法律等の一般的な準則を予め公表**しておくことで、後続の**個別の行政決定が準則に従ってなされることを保障**しようとする点にある。(中略)市民は行政決定の**予測可能性と平等取り扱いの可能性**を享受し、準則に従わない恣意的(＝非合理的)な行政決定から解放されるのである。」(大橋洋一『行政法Ⅰ 現代行政過程論』有斐閣、2009年、27頁)

5 自治体法務のマネジメント

(1) 自治体法務の組織戦略

- ① 首長など**トップ層**のリーダーシップが重要
- ② 条例審査等を行う**法制担当課**の姿勢と能力が重要
- ③ 施策事業を担当する**原課(所管課)**の対応が重要
- ④ 庁内の**横断的な検討組織**(例:政策法務委員会等)が重要

(2) 自治体法務の人材戦略

1) 自治体職員のタイプ

- a: 法律に弱く、法律に使われる職員 ~多い
- b: 法律に強く、法律に使われようとする職員 ~ある程度存在
- c: 法律に強く、法律を使おうとする職員 ~少ない

~法的能力と政策的発想を持った**c**のタイプを増やす必要

2) 人材養成(確保)の手法

- ① 政策法務研修 ② 研究チーム制度 ③ 派遣研修(大学院等)
- ④ 自主研究の支援 ⑤ 弁護士等の採用(任期付き、非常勤等)



pixta.jp - 14384605

(3) 原課の政策法務対応－「攻めの法務」のポイント

＊**原課**＝法制度の合理的な運用を考える、現場の実態に基づいて条例制定の必要性を感じ取る

⇒原課が「本気になる」ことが政策法務実現のカギを握る

<政策法務へのアプローチ>

①原課で法令の執行状況を評価する仕組みを導入すること

～法令・条例の執行状況について定期的に検証し、法令・条例の改正や執行体制の見直しを行う

＊自治体リーガルドック

→法令運用の問題意識が生まれる

②管理職層（課長・係長）が意識を変え、職員に働きかけること

～新しい課題を背負うことを嫌う、職員は忙しさに余裕がない

→管理職層が意識を変え、その見直しの機運・きっかけをつくる

③職場に課題を共有し、議論する雰囲気をつくること

～職員が問題を感じても、職場の議論に発展しなければ、「政策の芽」は摘み取られる

→職員が常に問題を報告し、自由に議論できる雰囲気が重要

★それぞれの職場で、地域課題に即して自治体法務への対応を考えよう

【参考文献】

＜自治体法務・政策法務関係＞

- ・礒崎初仁編著(2004)『政策法務の新展開－ローカルルールが見えてきた』ぎょうせい
- ・礒崎初仁(2017)『自治体議員の政策づくり入門－「政策に強い議会」をつくる』イマジン社
- ・礒崎初仁(2018)『自治体政策法務講義(改訂版)』第一法規
- ・礒崎初仁(2021)『立法分権のすすめ－地域の実情に即した課題解決へ』ぎょうせい
- ・岡田博史著、北村喜宣・山口道昭・出石稔編(2017)『自治体コンプライアンスの基礎』有斐閣
- ・兼子仁・北村喜宣・出石稔編著(2008)『政策法務事典』ぎょうせい
- ・木佐茂男・田中孝男編著(2016)『自治体法務入門』公人の友社
- ・北村喜宣・礒崎初仁・山口道昭(2003)『政策法務研修テキスト』第一法規
- ・北村喜宣・山口道昭・出石稔・礒崎初仁編(2011)『自治体政策法務－地域特性に適合した法環境の創造』有斐閣
- ・北村喜宣・山口道昭・礒崎初仁・出石稔・田中孝男編(2011)『自治体政策法務の理論と課題別実践－鈴木庸夫先生古稀記念』第一法規
- ・小早川光郎編著(2000)『地方分権と自治体法務』ぎょうせい
- ・自治体法務検定委員会編(2022)『自治体法務検定公式テキスト(政策法務編)』第一法規
- ・窓口法務研究会(2017)『そこが分かれ目! 公務員のための住民も納得の窓口対応』第一法規
- ・森幸二(2017)『1万人が愛した はじめての自治体法務テキスト』第一法規

＜行政手続法制関係＞

- ・宇賀克也(2016)『行政手続三法の解説』学陽書房
- ・行政管理研究センター編(2016)『逐条解説 行政手続法(改正行審法対応版)』ぎょうせい